

流山市告示第50号

本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

この告示は、令和元年10月5日から効力を生ずる。

令和元年10月4日

流山市長 井崎 義治

# 変 更 調 書

(流山都市計画事業西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・  
思井地区一体型特定土地区画整理事業地区外の区域)

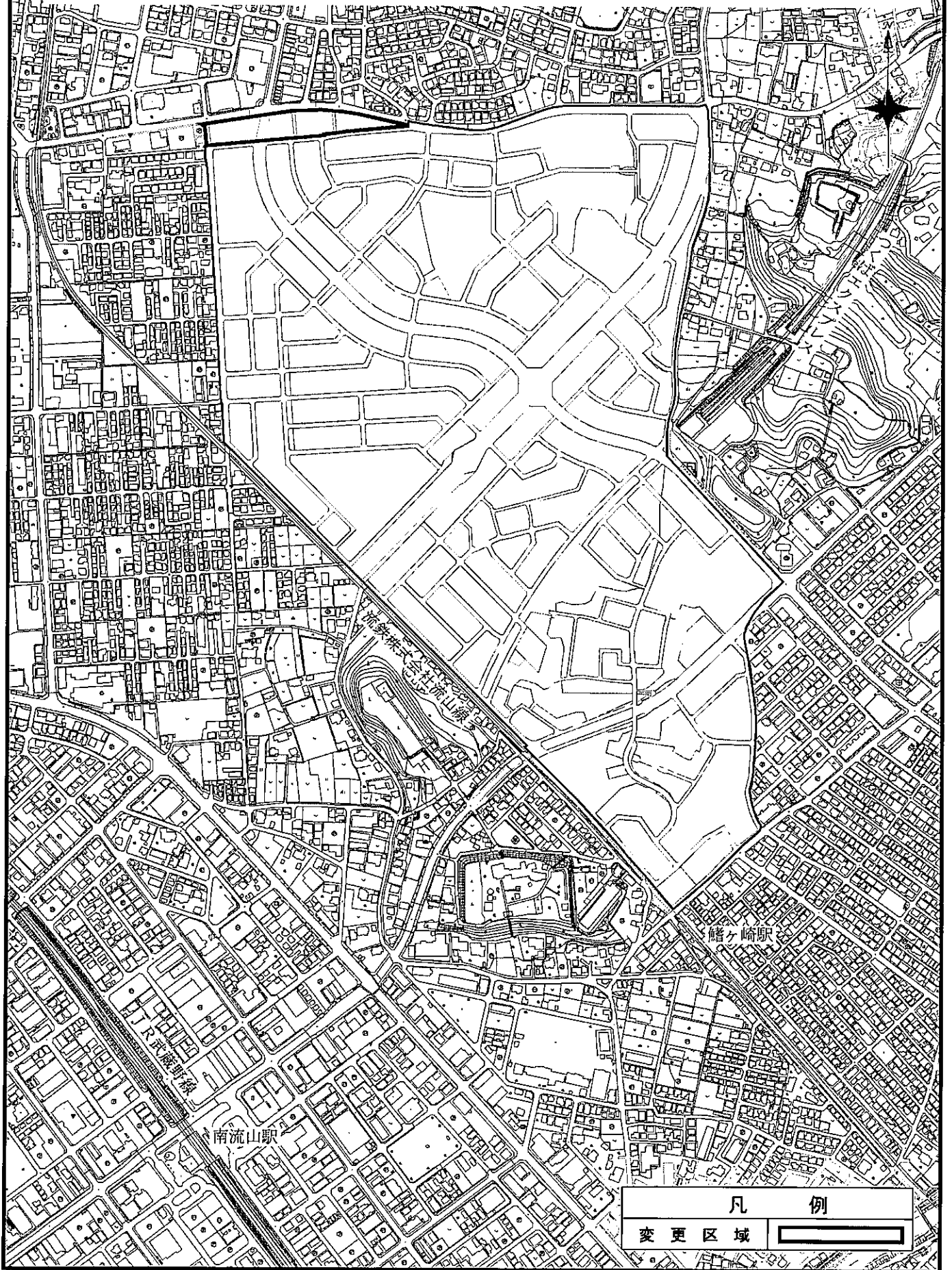
新		旧		地 番
大字	字	大字	字	
西平井一丁目		西平井	横枕	4の3～4の10 4の12～4の29
			道合	292の1 292の3～292の5 293の1 296の1 297の1～297の3 299の2 299の3 300の2
西平井三丁目		西平井	谷新田	2の11 5の2
			横枕	3の3～3の9 6の2

及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成27年7月29日現在の登記事項証明書によるものである。

# 位置図

(流山都市計画事業西平井・緒ヶ崎地区及び緒ヶ崎・思井地区  
一体型特定土地区画整理事業地区外の区域)



凡 例  
変更区域

# 字の区域及び名称の変更図

(流山都市計画事業西平井・緒ヶ崎地区及び緒ヶ崎・思井地区  
一体型特定土地区画整理事業地区外の区域)

